

策定日：平成30年3月1日

適用日：平成30年4月1日

## 栗東市移動支援事業の考え方について

- 第 1 章・・・移動支援の概要
- 第 2 章・・・移動支援の形態
- 第 3 章・・・移動支援の対象者
- 第 4 章・・・移動支援事業の外出として対象となるもの
- 第 5 章・・・移動支援事業の外出として対象にならないもの
- 第 6 章・・・例外的に移動支援事業の外出として認められるもの
- 第 7 章・・・個別支援における2人による支援
- 第 8 章・・・移動方法
- 第 9 章・・・支給量の上限
- 第 10 章・・・費用単価および利用者負担額について
- 第 11 章・・・移動支援事業にかかる費用単価の算定について

※今後の法令通知や社会情勢等により変更する場合があります

## 第 1 章 移動支援の概要

屋外での移動に困難がある障がい者（児）が、「社会生活上必要不可欠な外出」及び「余暇活動や社会参加のための外出」をする際に、ヘルパー等を派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの支援を行います。

## 第 2 章 移動支援の形態

移動支援は、次のいずれかの形態により提供されるものとします。

### (1) 個別支援

- ・ 1名の障がい者（児）に対し、原則1名のヘルパーにより移動支援が提供されるものとします。

### (2) グループ支援

- ・ 複数の障がい者（児）に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、利用者の数をヘルパーの数で除して得た数が3以下のものとします。

【例】 3名の障がい者（児）に対して1名以上のヘルパーが必要です。  
5名の障がい者（児）に対しては2名以上のヘルパーが必要です。

※グループ支援により移動支援を提供する場合、サービス提供事業所は事前に「グループ支援計画書」を作成し、当該移動支援を受ける予定の障がい者（児）全員の同意を得なければならないものとします。

※グループ支援の利用対象者は、中学生以上の障がい者（児）です。

## 第 3 章 移動支援の対象者

区 分	対 象 者
視覚障がい	屋外の移動が単独では困難と認められる視覚障がい者（児）
全身性障がい	屋外の移動が単独では困難と認められる者で、 ①両上肢および両下肢に障がいがあり、身体障害者手帳の等級が1級の者 ②上肢及び下肢に障がいがあり、下肢又は体幹の障がい3級以上の者
知的障がい	屋外の移動が単独では困難と認められる療育手帳の交付を受けている者
精神障がい	屋外の移動が単独では困難と認められる 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※重度訪問介護、同行援護、および行動援護の対象者は、これらの給付を優先します。  
ただし、同行援護とグループ支援の併給は可能です。

#### 第 4 章 移動支援事業の外出として対象となるもの

※利用は、原則として一日の範囲内で用務を終えるものに限りです。

##### (1) 社会生活上必要不可欠な外出

###### ① 公的な機関における諸手続き

- ・公的な手続きの付き添い、代筆、金銭の受け取り等の外出

###### ② 現在の生活において、緊急性を必要とするもの

- ・医療機関及びこれに準ずるものの受診のための外出（定期的な通院計画を持たないもの）。急病や怪我の治療等は、緊急性を要するものとして移動支援の対象となります。

※定期的な通院計画がある場合は居宅介護（通院等介助）の対象となります。

###### ③ 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後の継続性のないもの

- ・学校や施設の見学、利用手続きや入学手続き等

##### (2) 余暇活動等社会参加のための外出

###### ① 自己啓発や教養を高めるための外出

- ・講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味であると一般的に解釈できるものを含め、自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とした外出。ただし、1回限り等の終了見込みが明確なものに限りです。

【例】美術館、博物館、図書館、文化センター、市民センター、公民館等への外出等。

###### ② 健康増進を図るための外出

【例】トレーニングジムや体育館、プール等、施設や設備器具等を利用して運動することで健康の増進を図るなど体を動かすことを目的とした外出等。

※ スポーツスクールなどに加入し、決められた予定に従い定期的に通う場合は対象外となります。

###### ③ 地域生活に欠かせないと判断できる外出

【例】地域の自治会、PTA等の行事への参加等。

④ 生活の質を向上させるための外出

【例】映画鑑賞、コンサート、外食、個人の趣味等による買い物（衣類、雑貨、本、CD等）、各種団体の行事や会合への外出等。

※ 日常の食材や生活必需品を購入するための買い物については、原則居宅介護（身体介護又は家事援助）の対象ですので、移動支援事業の対象とはなりません。

⑤ 社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

【例】冠婚葬祭への出席、見舞い等。

※ ただし、原則として児童については認められません。

第 5 章 移動支援事業の外出として対象にならないもの

(1) 通勤・営業活動等の経済活動に係る外出

外出先にて収入を得ることを目的とする外出をいいます。

【例】会社通勤、訪問販売等のセールス活動、講演会において講師をし、謝礼を受け取る場合等

(2) 通年または長期にわたる定期的な外出

◎以下に該当するものについては、原則として移動支援の対象となりません。

① 学校等への通学、施設への通所。

ア 学校等：大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、各種特別支援学校、学童保育、専門学校、職業訓練校 等

イ 施設：障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、日中一時支援事業所、児童養護施設、障がい児施設 等

ウ その他：学習塾やスイミングスクール等、週単位、月単位で予め利用日が定められた定期的な利用を行うもので、終了見込が明確でない、又は期間が長期にわたるもの

※上記に掲げる学校等・施設・その他への外出、又は学校等・施設・その他の終了後に自宅への送迎が目的となる場合については、途中で移動支援の対象となる場所（例えばプールや図書館など）への寄り道を加えたとしても、移動支援の対象とはなりません。

※ただし、次のような通例的でない事情がある場合は利用が可能となります。

【例】保護者が事故、急病等により緊急入院したため、急遽、通学・通所後に病院へ立ち寄る。親族等の訃報等により葬祭会場へ立ち寄る等

② 傷病等による定期的な通院

- ・ 次回の診察日が明確なものであり、容易に計画が立てられるもの。

※定期的な通院は、居宅介護（通院等介助又は通院等乗降介助）の対象です。

(3) 目的地への送迎を目的とした利用

移動支援事業は目的地への送迎のための事業ではありません。

(4) 社会通念上、公的制度を適用することが適当でない外出

① 宗教活動

- ・ 布教活動や勧誘等の主体的な活動については、移動支援の対象となりません。

ただし、主体的な活動であったとしても、あくまで個人の信仰による参拝で、世間一般に行事として共通の認識のもとに行われているものについては、移動支援の対象となります。（初詣、法事等の宗教行事等）

② 政治活動

- ・ 選挙運動等（特定の政党の応援等）の政治活動については、移動支援の対象となりません。ただし、投票等の参政権に係る部分については移動支援の対象となります。

③ 公序良俗に反することを目的とする場所

(4) 事業所が企画するイベントへの外出

- ・ 移動支援事業所が自ら企画するイベントへの移動支援利用は、営利誘導であると疑われかねず、一般市民の賛同を得がたいことから、移動支援の対象となりません。また、指定障がい福祉サービス事業所が企画したイベントで、当該指定障がい福祉サービスに係る報酬が算定される場合も、移動支援の対象となりません。

第 6 章 目的地への送迎が例外的に移動支援の外出目的として認められる場合

◎目的地への送迎目的での移動支援の利用は原則できませんが、支援者による障がい者（児）の送迎が困難な場合に限り利用できるものとします。

◎支援者による障がい者（児）の送迎が困難な場合とは、支援者の怪我や急病等により、緊急的かつ突発的な状況であり、期間が限定している場合とします。

※この場合は、利用する前に利用者本人（もしくは保護者）から、市への窓口への申請が必要になります。

※ただし、施設の送迎サービスその他の一般のサービスが活用できる場合は、それらのサービスを優先させるものとします。

(1) 学校等への送迎

- ・通常支援を行っている支援者が怪我や急病等の理由により、障がい者（児）の通学等の介助ができない場合については、支給期間を限定して移動支援が認められます。

(2) 短期入所又は日中一時支援における施設等への送迎

- ・通常支援を行っている支援者が怪我や急病等の理由により、障がい者（児）の送迎ができない場合については、支給期間を限定して移動支援が認められます。
- ・ただし、通所施設から短期入所又は日中一時支援先に移動する場合で、同一敷地内に通所施設及び短期入所または日中一時支援先がある場合については、移動支援は認められません。

## 第 7 章 個別支援における 2 人による支援

◎原則、個別支援における移動支援は障がい者（児）とヘルパーが一对一で行うものですが、障がい者（児）の身体状況や行動障がい等を勘案し、1人のヘルパーで支援することが困難である場合、複数のヘルパーによる支援が必要な場合があります。

◎2人による支援の要件は、2人のヘルパーにより移動支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 障がい者（児）の身体的理由により1人のヘルパーでの支援が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障がい者（児）の状況等から判断し、(1)(2)に準ずると認められる場合

### 【2人での支援が必要な場合の具体例】

- ①利用者の体が大きく、移乗や排泄時等の介助に複数人の支援が必要
- ②利用者の多動が激しく、1人では対応できない
- ③利用者到他害行為があり、1人では対応できない 等

## 第 8 章 移動方法

◎徒歩又は公共交通機関（電車・バス・タクシー）等を利用することを基本とします。

◎ヘルパーの運転する自動車により移動する場合の取扱いは、次の通りとします。

### （1）ヘルパーが 1 人の場合

- ・ヘルパーが車を運転している時間については、運転しているヘルパーは障がい者（児）に常時支援及び介助が行える状態にないため、移動支援として認められません。

### （2）ヘルパーが 2 人以上の場合

- ・運転しているヘルパー以外のヘルパーについては、障がい者（児）とマンツーマンの状態にあって支援しているものと考えられ、移動支援として認められます。

## 第 9 章 支給量の上限

◎支給量の決定にあたっては、障がい者（児）本人又はその家族より、外出の目的、場所、頻度等について聞き取りの上、下記に規定する支給量の範囲内で決定するものとします。

### （1）支給量の上限

- ・支給量の上限は 30 時間／月とします。

### （2）臨時的に追加できる支給量の上限

- ・一時的な外出機会の増加で、上記（1）の上限支給量の範囲内で決定された支給量を計画的に利用したとしても不足が生じる場合で、特に必要と認められる場合は、期間を限定して上記（1）の上限支給量の 2 倍の範囲内で支給量を追加することができます。ただし、連続で 3 ヶ月以上にわたる支給量の追加は認められません。

## 第 10 章 費用単価および利用者負担額について

◎サービス費用単価及び利用者負担額は、次の各号に掲げるいずれかの形態に基づき、サービス利用時間に応じて、費用単価及び利用者負担額を適用します。

◎利用者負担は原則一割ですが、住民税非課税世帯及び生活保護世帯においては無料とします。

### (1) 個別支援

対象者	利用時間	費用	利用者負担額
「身体介護を伴わない」 障がい者・児	0.5 時間未満	1, 050 円	105 円
	0.5 時間以上 1.0 時間未満	1, 970 円	197 円
	1.0 時間以上 1.5 時間未満	2, 760 円	276 円
	以後 0.5 時間毎に加算	700 円	70 円
「身体介護を伴う」 障がい者・児	0.5 時間未満	2, 300 円	230 円
	0.5 時間以上 1.0 時間未満	4, 000 円	400 円
	1.0 時間以上 1.5 時間未満	5, 800 円	580 円
	以後 0.5 時間毎に加算	800 円	80 円

### (2) グループ支援

対象者	利用時間	費用	利用者負担額
「身体介護を伴わない」 障がい者・児	1.5 時間以上 2.0 時間未満	2, 510 円	251 円
	2.0 時間以上 2.5 時間未満	3, 030 円	303 円
	2.5 時間以上 3.0 時間未満	3, 530 円	353 円
	3.0 時間以上 3.5 時間未満	4, 030 円	403 円
	3.5 時間以上 4.0 時間未満	4, 600 円	460 円
	以後 0.5 時間毎に加算	550 円	55 円
「身体介護を伴う」 障がい者・児	1.5 時間以上 2.0 時間未満	4, 000 円	400 円
	2.0 時間以上 2.5 時間未満	4, 700 円	470 円
	2.5 時間以上 3.0 時間未満	5, 400 円	540 円
	3.0 時間以上 3.5 時間未満	6, 100 円	610 円
	3.5 時間以上 4.0 時間未満	6, 800 円	680 円
	以後 0.5 時間毎に加算	600 円	60 円

※グループ支援においては、1.5 時間未満の利用は認められません。



## 第 1 1 章 移動支援事業にかかる費用単価の算定について

### (1) 公共交通機関を使って移動支援を行う場合

#### 【具体例】

13:00		14:00		16:00		17:00
	①		②		③	
←起点		継続した支援を実施				→終点
身支度	徒歩・公共交通機関を利用	外出先での支援		徒歩・公共交通機関を利用	帰宅	
1時間		2時間		1時間		

□身支度から帰宅までの一連の支援について、移動支援の算定対象となります。

(公共交通機関の利用代金は利用者負担)

■4時間の移動支援として算定してください。＜①+②+③=4h＞

### (2) ヘルパー自らの運転する車両を使って移動支援を行う場合

#### 【具体例】

13:30		14:00		16:00		16:30
	①		②		③	
←起点		継続した支援を実施				→終点
乗車介助	運転中	降車介助	外出先での支援	乗車介助	運転中	降車介助
10分	15分	5分	2時間	10分	15分	5分
	I				II	

□運転中の時間(上記I+II=0.5h)を除算時間とし、一連の支援について移動支援の算定対象となります。(有料道路等の利用代金は利用者負担、また事業所の道路運送法上の許可等を受けた移送料金は利用者負担)

■2.5時間の移動支援として算定してください。＜①+②+③-(I+II)=2.5h＞

### (3) ヘルパー2人での支援の場合

#### ①公共交通機関を使って移動支援を行う場合

・(1)の算定方法に基づき、ヘルパーごとに移動支援として算定してください。

#### ②ヘルパーが運転する車両を使って移動支援を行う場合

・車両を運転するヘルパーは(2)の算定方法に基づき、移動支援の費用を算定。

・別のヘルパーが運転する車両に同乗して、車両内で支援に従事しているヘルパーは

(1)の算定方法を適用し移動支援の費用を算定します。

(4) 支援が中断される場合

【具体例】

9 : 00			11 : 00			14 : 00			17 : 00		
①			②			③					
← 起点 継続した支援 終点 →			支援を中断			← 起点 継続した支援 終点 →					
身支度 移動	外出先 での支援	移動 帰宅				身支度 移動	外出先 での支援	移動 帰宅			
← 2時間 →			※2時間以上			← 2時間 →					

□ 支援が中断した場合、同日・同事業所であっても、それぞれに算定を行います。なお、支援が中断した場合とは概ね2時間以上とします。

■ ①の支援を2時間と算定、③の支援を3時間と算定してください。

なお、①・③の外出がヘルパー自らの運転する車両で移動支援を行う場合、費用の算定はそれぞれ(2)の例により算定してください。